

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱案（10月施行分）
(新) (旧)

<p>「国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業実施要綱」(平成一八年 月 日付け保発第 号)</p> <p>1 趣旨 国民健康保険法（昭和三十三年法三十三号百九十二号）附則第十六項の規定に基づき、<u>国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下、「保険財政共同安定化事業等」という。）を実施すること。</u></p> <p>2 実施主体 保険財政共同安定化事業等の実施主体は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）とすること。</p> <p>3 対象保険者 保険財政共同安定化事業等の対象は、当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）とすること。</p> <p>4 保険財政共同安定化事業等に係る交付金 (1) 交付金の額 連合会は、毎年度会員市町村に対して、アのうち、<u>保険財政共同安定化事業についてはウに掲げる額、高額医療費共同事業についてはエに掲げる額を交付すること。</u> ア 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において支出負担行為をした当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額（当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額。） イ 第三者行為に係る医療費の場合には、アから求償権の行使により</p>	<p>「国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱」(平成十八年 月 日付け保発第 号)</p> <p>1 趣旨 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十六項の規定に基づき、<u>高額な医療費の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、高額医療費共同事業を実施すること。</u></p> <p>2 実施主体 高額医療費共同事業の実施主体は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）とすること。</p> <p>3 対象保険者 高額医療費共同事業の対象は、当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）とすること。</p> <p>4 高額医療費共同事業交付金 (1) 高額医療費共同事業交付金の額 連合会は、毎年度会員市町村に対して、アのうち、<u>一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいい、老人保健法に規定する医療を受けることができる者を除く。以下同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額の百分の五十九に相当する額として算定した額（以下「基準拠出対象額」という。）を交付すること。</u> ア 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において支出負担行為をした当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の</p>
---	--

取得した額を控除した額を対象とすることとし、損害賠償を受けた後に、過誤調整を行うことにより処理すること。

ウ 一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいい、老人保健法に規定する医療を受けることができる者を除く。以下同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが三十万円を超えるものについて、八万円を超える部分の合算額の百分の五十九に相当する額から、高額医療費共同事業交付金の交付額を減じた額として算定した額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）

エ 一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額の百分の五十九に相当する額として算定した額（以下「高額医療費基準拠出対象額」という。）

(2) 交付金の交付時期等

ア 交付金は、会員市町村の申請に基づき交付すること。
イ 交付金は、毎年度、十二期に分けて交付するものとし、交付時期は、五月から翌年四月までにおける毎月とすること。

5 保険財政共同安定化事業等に係る拠出金

会員市町村は、保険財政共同安定化事業等及び当該事業に関する事務の処理に要する費用に充てるため、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金を連合会に納付すること。

(1) 保険財政共同安定化事業拠出金

ア 保険財政共同安定化事業拠出金の額は、当該市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を基準として、当該事業の実施に係る借入れに要した費用及びその他の事項を勘案して連合会が定めること。

イ 各会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額を、次の式により按分して得た額とすること。

保険財政共同	1	×
安定化事業基	×	×
準拠出対象額	2	

当該市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の保険財政共同安定化事業拠出対象額を合算した額

当該都道府県内のすべての会員市町村の前

額又は移送費の支給に要した費用の額（当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額。）

イ 第三者行為に係る医療費の場合には、アから求償権の行使により取得した額を控除した額を対象とすることとし、損害賠償を受けた後に、過誤調整を行うことにより処理すること。

(2) 高額医療費共同事業交付金の交付

ア 交付金は、会員市町村の申請に基づき交付すること。
イ 交付金は、毎年度、十二期に分けて交付するものとし、交付時期は、五月から翌年四月までにおける毎月とすること。

5 拠出金

会員市町村は、高額医療費共同事業及び当該事業に関する事務の処理に要する費用に充てるため、高額医療費拠出金及び共同事業事務費拠出金を連合会に納付すること。

の合計額

々々年度及びその直前の二箇年度の一般被保
険者の保険財政共同安定化事業基準拠出対
象額を合算した額

当該市町村の前々年度の各月末における
一般被保険者の数の合計数

$$\frac{\text{保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額}}{\text{一般被保険者の数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

当該都道府県内のすべての会員市町村の
前々年度の一般被保険者の数の合計数の
合計

(2) 高額医療費拠出金

ア 高額医療費拠出金の額は、当該市町村の標準高額医療費拠出金の額を基準として、国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業に係る拠出金、交付金、当該事業の実施に係る借入れに要した費用及びその他の事項を勘案して連合会が定めること。

イ 各会員市町村の標準高額医療費拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費基準拠出対象額の合計額を、次の式により按分して得た額とすること。

$$\frac{\text{高額医療費基準拠出対象額の合計額}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費基準拠出対象額の合計額}} \times \frac{\text{当該会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費基準拠出対象額を合算した額}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費基準拠出対象額を合算した額}}$$

ウ 国及び都道府県は、会員市町村の高額医療費拠出金に対して、それぞれ標準高額医療費拠出金の額の四分の一に相当する額を毎年度負担するものとする。

(3) 保険財政共同安定化事業事務費拠出金

各会員市町村の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業に関する事務の処理に要する費用の見込額を次の式により按分して得た額を基準として、連合会が定めるものとする。

(1) 高額医療費拠出金

ア 高額医療費拠出金の額は、当該市町村の標準高額医療費拠出金の額を基準として、国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業に係る拠出金、交付金その他の事項を勘案して連合会が定めること。

イ 各会員市町村の標準高額医療費拠出金の額は、当該年度における会員市町村の基準拠出対象額の合計額を、次の式により按分して得た額とすること。

$$\frac{\text{基準拠出対象額の合計額}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の基準拠出対象額を合算した額}} \times \frac{\text{当該会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の基準拠出対象額を合算した額}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の基準拠出対象額を合算した額}}$$

ウ 国及び都道府県は、会員市町村の高額医療費拠出金に対して、それぞれ標準高額医療費拠出金の額の四分の一に相当する額を毎年度負担するものとする。

当該年度における
連合会の保険財政
共同安定化事業に ×
関する事務の処理
に要する費用の見
込額

当該会員市町村の前々年度の各月末における
一般被保険者の数の合計数

当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年
度の各月末における一般被保険者の数の合計数
の合計

(4) 高額医療費共同事業事務費拠出金
 各会員市町村の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度に
おける連合会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の
見込額を次の式により按分して得た額を基準として、連合会が定めるも
のとすること。

当該年度における
 連合会の高額医療
費共同事業に ×
関する事務の処理に要
する費用の見込額

当該会員市町村の前々年度の各月末における
一般被保険者の数の合計数

当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年
度の各月末における一般被保険者の数の合計数
の合計

(5) 拠出金の納期等
 ア 保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費拠出金は、毎年度、
十二期に分けて納付するものとし、その納期は、五月から翌年四月まで
における毎月とすること。
 イ 保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費拠出金は、第一期
から第九期までは概算拠出を行い、第十期から第十二期において確定拠
出を行うものとすること。
 ウ 保険財政共同安定化事業等事務費拠出金及び高額医療費共同事業
費事務費拠出金の納期等については、連合会が定めるものとすること。

(6) 延滞金
 連合会は、保険者が納付すべき期限までに拠出金を納付しないときは、
年率一四・五パーセントの延滞金を徴収すること。

6 特別会計
 (1) 連合会は、保険財政共同安定化事業等の経理を行うため、特別会

(2) 共同事業事務費拠出金
 各会員市町村の共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合
会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の見込額を次
の式により按分して得た額を基準として、連合会が定めるものとするこ
と。

当該年度における
 連合会の高額医療
費共同事業に ×
関する事務の処理に要
する費用の見込額

当該会員市町村の前々年度の各月末における
一般被保険者の数の合計数

当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年
度の各月末における一般被保険者の数の合計数
の合計

(3) 拠出金の納期等
 ア 高額医療費拠出金は、毎年度、十二期に分けて納付するものとし、
その納期は、五月から翌年四月までにおける毎月とすること。

イ 高額医療費拠出金は、第一期から第九期までは概算拠出を行い、
第十期から第十二期において確定拠出を行うものとする。

ウ 共同事業事務費拠出金の納期等については、連合会が定めるもの
とすること。

(4) 延滞金
 連合会は、保険者が納付すべき期限までに拠出金を納付しないときは、
年率一四・五パーセントの延滞金を徴収すること。

6 特別会計
 (1) 連合会は、高額医療費共同事業の経理を行うため、特別会計を設

計を設け、それぞれの事業について勘定を分けて経理すること。
(2) 特別会計には、保険財政共同安定化事業等の財政を健全に維持するための基金を設けることができること。なお、基金を積み立てるのに必要な資金は、保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費拠出金の一部等を充てるものとすること。

7 規則例等

- (1) 国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則例は、別添1のとおりであること。
- (2) 国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業細則例は、別添2のとおりであること。
- (3) 国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計経理規則例は、別添3のとおりであること。

8 都道府県の指導

都道府県は、保険財政共同安定化事業等の趣旨を踏まえ、保険財政共同安定化事業等が円滑に行われるよう必要な指導を行うこと。

9 事業の報告

- (1) 連合会は、保険財政共同安定化事業等の実施状況について毎年度末日までに別紙様式により都道府県知事に報告すること。
- (2) 都道府県知事は、当該報告の内容を遅滞なく厚生労働省保険局へ報告すること。

10 その他

- (1) 国は、予算の範囲内において、連合会が高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に対して補助金を交付すること。
- (2) 保険財政共同安定化事業等事務費拠出金及び高額医療費共同事業費事務費拠出金の算出に当たっては、国が交付する補助金を勘案するものとする。
- (3) 平成十八年度における高額医療費共同事業交付金の交付時期については、4(2)イ中「五月」とあるのは、「毎月」とあるのは「毎月(第一期から第六期までの交付金については十月に交付すること)」とすること。
- (4) 平成十八年度における高額医療費拠出金の納付時期については、5(5)ア中「五月」とあるのは、「毎月」とし、「毎月」とあるのは「毎月(第一期から第六期までの拠出金については十月に納付すること)」とすること。

けること。

- (2) 特別会計には、共同事業の財政を健全に維持するため基金を設けることができること。なお、基金を積み立てるのに必要な資金は、高額医療費拠出金の一部等を充てるものとすること。

7 規則例等

- (1) 国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業規則例は、別添1のとおりであること。
- (2) 国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業細則例は、別添2のとおりであること。
- (3) 国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業特別会計経理規則例は、別添3のとおりであること。

8 都道府県の指導

都道府県は、高額医療費共同事業の趣旨を踏まえ、高額医療費共同事業が円滑に行われるよう必要な指導を行うこと。

9 事業の報告

- (1) 連合会は、高額医療費共同事業の実施状況について毎年度末日までに別紙様式により都道府県知事に報告すること。
- (2) 都道府県知事は、当該報告の内容を遅滞なく厚生労働省保険局へ報告すること。

10 その他

- (1) 国は、予算の範囲内において、連合会が高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に対して補助金を交付すること。
- (2) 共同事業事務費拠出金の算出に当たっては、国が交付する補助金を勘案するものとする。
- (3) 平成十八年度における高額医療費共同事業交付金の交付時期については、4(2)イ中「五月」とあるのは、「十月」とし、「毎月」とあるのは「毎月(第一期から第六期までの交付金については十月に交付すること)」とすること。
- (4) 平成十八年度における高額医療費拠出金の納付時期については、5(3)ア中「五月」とあるのは、「毎月」とし、「毎月」とあるのは「毎月(第一期から第六期までの拠出金については十月に納付すること)」とすること。

すること。

- と。
- (5) 平成十八年度における保険財政共同安定化事業交付金の対象医療費等については、4(1)ア中「前年度の一月一日」とあるのは、「当該年度の七月一日」とし、交付時期等については同(2)イ中「十二期」とあるのは「六期」とすること。
- (6) 平成十八年度における保険財政共同安定化事業拠出金については、5(5)ア中「十二期」とあるのは「六期」とし、「五月」とあるのは「十一月」とし、同(5)イ中「第九期」とあるのは「第三期」とし、「第十期から第十二期」とあるのは「第四期から第六期」とすること。
- (7) 保険財政共同安定化事業等に係る交付金の対象医療費等については、4(2)ア中「入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは、平成十八年度の九月三十日までにおいて支出負担行為をしたものについては、なお従前の例によること。
- (8) 4により各月ごとに各会員市町村に交付される交付金と各会員市町村が連合会に支払う診療報酬は、会員市町村と連合会の合意により相殺できるものとする。

保険財政共同安定化事業の実施に伴う国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱について（局長通知）の改正について（案）

保険財政共同安定化事業は、高額医療費共同事業と勘定を区分して処理するため、標記通達について改正を行う。

○改正内容 別表(1)歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（市町村）

事業勘定
歳入

(旧)			(新)		
款	項	目	款	項	目
9 共同事業 交付金	1 共同事業 交付金	1 高額医療 費共同事業 交付金	9 共同事業 交付金	1 共同事業 交付金	1 高額医療 費共同事業 交付金 2 保険財政 共同安定化事 業交付金

歳入予算に係る節の区分（市町村）

目	節	摘要	目	節	摘要
1 高額医療 費共同事業 交付金			1 高額医療 費共同事業 交付金 2 保険財政 共同安定化事 業交付金		

歳出

款	項	目	款	項	目
5 共同事業 拠出金	1 共同事業 拠出金	1 高額医療 費拠出金 2 高額医療 費共同事業 事務費拠出 金 3 その他共 同事業事務 費拠出金	5 共同事業 拠出金	1 共同事業 拠出金	1 高額医療 費拠出金 2 保険財政 共同安定化事 業拠出金 3 高額医療 費共同事業事 務費拠出金 4 保険財政 共同安定化事 業事務費拠出 金 5 その他共 同事業事務費 拠出金

※別表(2)（組合等における予算科目の概目）についても改正を行う。